

尾張旭市監査公表第25号

令和元年5月30日付け尾張旭市監査公表第22号をもって公表した財政援助団体監査の結果報告について、市長から措置を講じた旨の通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により次のとおり公表します。

令和元年7月1日

尾張旭市監査委員 長谷川 博 樹

尾張旭市監査委員 さかえ 章 演

社会福祉法人尾張旭市社会福祉協議会（健康福祉部福祉課）

監 査 の 指 摘 事 項	措 置 状 況
補助金等の交付事務において、交付すべき額の全部又は一部を前金払の方法で交付することができるのは、尾張旭市補助金等交付規則第10条第2項により「補助事業等の目的を達成するために市長が必要と認めたとき」に限られるが、補助金の交付決定に係る決裁書において、前金払を必要とする理由が明らかにされていない。	今後におきましては、補助金の交付決定に係る決裁書において、前金払を必要とする旨の理由を記載するよう改め、適切に事務を行います。